

新見市教育委員会 12月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和2年12月17日(木) 午後4時00分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 3階会議室3A

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	城井田 二 郎
職務代理者	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	鹿 島 隆
教育総務課長	田 中 隆 博
学校教育課長	上 田 博 文
生涯学習課長	名 越 伸 明
教育総務課庶務係長	西 江 厚 子

6 記 録

午後4時00分 着 席

(令和2年12月17日(木) 午後4時00分から午後4時46分)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

田中課長

(新見市教育委員会 11 月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案 7 件、協議・報告 4 件等について説明を行う。)

城井田教育長

前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

4 教育長報告

城井田教育長

(前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

5 事務局報告

各事務局員

(教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

城井田教育長

それでは、「6 議事」に移ります。
「議第 45 号」の説明をお願いします。

6 議 事

議第 45 号 令和 2 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について

上田課長

議第 45 号 令和 2 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。今回は、2 世帯の小学生 1 名、中学生 2 名について追加申請がありました。資料の 1 ページに記載していますが、新見市就学援助規則第 6 条に準要保護の認定は、『その世帯の前年の所得額が生活保護基準額の 1.5 倍以下』とされているところであり、資料の 2 ページに数値を掲載していますが、158 番の世帯の方については、数値が 0.18 倍で認定が適当、159 番の世帯の方については、1.75 倍と 1.5 倍を超えていますので不適當としています。なお、従来から申し上げているとおり、今年度はコロナ禍ということで、今年になってから収入が激減している世帯であれば再申請が可能としていますので、不認定となった世帯については、再度状況を確認したうえで再申請についての可否を検討していきたいと思っております。以上です。

城井田教育長

2 世帯 3 名の追加申請があったということですが、1 世帯については基準に該当しているため認定し、1 世帯については基準を超えているため不認定とするという判断ですが、いかがでしょうか。

松井職務代理者	確認なのですが、コロナ禍で今年になってから収入が激減している世帯の再申請に対する審議は、この場にあがることはないのですか。
上田課長	再申請に対するものについては、9月教育委員会定例会で審議をした経緯があります。再申請の際も、必ず認定していただく必要がありますので、教育委員会に付議させていただきます。
松井職務代理者	分かりました。
城井田教育長	外に委員の皆様からご質疑がありますか。
各委員	(無しの声)
城井田教育長	無いようですので、議第45号は承認とします。 次に、「議第46号」の説明をお願いします。

議第46号 令和2年度要保護・準要保護児童生徒就学援助（新入学学用品費入学前支給）の承認について

上田課長	議第46号 令和2年度要保護・準要保護児童生徒就学援助（新入学学用品費入学前支給）の承認について説明させていただきます。これは、来年度の新小学1年生と新中学1年生に対する入学学用品費を入学の前年度に支給するもので、前回の教育委員会で全体の申請に対する審議をしていただきましたが、2世帯の小学生1名、中学生1名について追加申請がありました。資料2ページをご覧ください。58番、59番の世帯とも認定基準倍率の数値が1.5倍以下であるため、認定が適当と判断していますので審議をお願いします。以上です。
城井田教育長	2世帯2名の追加申請があり、2世帯とも基準に該当しているため認定するという判断ですが、委員の皆様からご質疑がありますか。
各委員	(無しの声)
城井田教育長	無いようですので、議第46号は承認とします。 次に「協第13号」の説明をお願いします。

協第13号 「おおさ風の子児童クラブ」児童のスクールバス乗車について

田中課長	協第13号 「おおさ風の子児童クラブ」児童のスクールバス乗車について説明をさせていただきます。本市の通学バス運行条例では、乗車できる者として、小学校統合又は中学校統合により通学距離が遠距離となる児童生徒という規定があります。また、この項目に掲げる者のほか、新見市教育委員会が必要と認めて許可を受けた者と規定さ
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

れています。資料1をご覧ください。現在、大佐地域にある「おおさ風の子児童クラブ」は、春・夏・冬休みなどの長期休業中のみ開設し、刑部小学校の家庭科室で活動しています。令和3年1月からは、平日も開設する予定ですが、登録者数が25名で現在の刑部小学校家庭科室では手狭となったため、活動の拠点を旧田治部小学校に移す計画をされています。放課後に刑部小学校から旧田治部小学校へ移動するための移動手段としてスクールバス田治部路線を利用したい旨、おおさ風の子児童クラブ運営委員会委員長より要望がありました。平日学童の利用を希望する予定者は、6名であり、うち5名は通学でスクールバス田治部路線に乗車しているため、田治部地区以外の児童は1名です。その1名の乗車について、協議をさせていただくものです。なお、スクールバス田治部路線の現在の乗車児童は22名であり、28名の定員以内です。また、スクールバス運行ルートについての変更はありません。以上です。

城井田教育長

教育委員会が特に認めた者についてはスクールバスを利用できるということで、通学が低学年の児童のみになる案件や、冬季の通学に不安がある案件等、これまでも何度か認めています。前回は、放課後児童クラブではありませんが、公民館で地域住民が子どもを見守るため、小学校から公民館までの移動手段として、スクールバス利用を認めた例があります。今回は、刑部小学校で長期休業中のみ運営していた児童クラブを旧田治部小学校に拠点を移し、平日開催していきたいということで児童クラブの運営委員会よりスクールバス田治部路線利用の要望があったものです。委員の皆様から何かご質問がありますか。

三上委員

確認ですが、長期休業中は保護者が送り迎えをし、今回の協議は、平日の移動手段ということによろしいですか。

城井田教育長

はい。今のところ、1名が田治部地区以外の児童となるため、その1名がスクールバス田治部路線を利用したいということです。これからの見通しは、いくらかありますか。

上田課長

放課後児童クラブにつきましては、現在25名の登録児童がいる中で、来年度の新1年生も含めて運営委員会が要望をとった状態が、平日利用希望者6名です。運用され始めた際に、利用希望者が増えてくる感じは受けていますが、スクールバスの定員もありますので、利用希望者が増えてくれば、改めて移動手段の検討をされると思います。しばらく状態をみて、別の要望が提出される可能性はあると思われま

城井田教育長	当面は、スクールバス田治部路線を利用させて欲しいが、その後利用児童数が増えた場合には、別の方法を考える場面もあるということです。
三上委員	分かりました。
城井田教育長	外に委員の皆様から何かご質問がありますか。
溝尾委員	許可する項目としては、刑部地区の児童が利用することについてですか。他の地区の児童が利用する場合には、改めて審議することになるのですか。
城井田教育長	スクールバス田治部路線に乗車できる児童以外の刑部小学校児童が、旧田治部小学校で開催される「おおさ風の子児童クラブ」を利用する場合にスクールバス田治部路線へ乗車させることについての許可をするということです。
溝尾委員	理解できました。
城井田教育長	外に委員の皆様から何かご質問がありますか。
各委員	(無しの声)
城井田教育長	それでは、協第12号については承認といたしますので、その旨対応をよろしくお願いします。 次に「報第23号」の説明をお願いします。

報第23号 令和2年度新見市特別支援教育支援委員会の報告について

上田課長	報第23号 令和2年度新見市特別支援教育支援委員会の報告について説明をさせていただきます。新見市特別支援教育支援委員会は、児童生徒の就学学級について、有識者等を交えながら適切な場を認定していく会となります。11月5日(木)と19日(木)の二日間にかけて、市内全ての小中学校と園所から提出された幼児・児童・生徒について、就学指導をおこないました。資料をご覧ください。結果の概要ですが、審査該当幼児・児童・生徒数は75名です。参考として過去5年間の審査該当数を掲載していますが、近年は同程度の審査該当数となっています。(2)小学校の入学に係る審議数は10名で、1名は通常学級、6名は特別支援学級、3名は支援学校へという結果でした。(3)中学校への入学に係る審議数は6名で、5名が支援学級継続、1名が通常学級から支援学級への転級という結果でした。(4)その他の小・中学校在学者の指導結果ですが、小学校の審議
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

数は49名で、支援学級継続の者が知的障害16名、自閉症・情緒障害17名、通常学級から支援学級へ転級した者が自・情2名、支援学級から通常学級へ転級した者が知的5名、自・情7名、支援学級から支援学級へ転級というのは自・情から知的へ障害内容が変わる者で1名、最後に通常学級から支援学級へと転級希望があった者ですが、通常学級継続とされた者が1名でした。中学校の審議数は10名で、支援学級継続の者が知的8名、自・情2名でした。今年度の特徴としては、学校や園が判定した学級が支援委員会の審議により変更されたのは、先ほど説明した小学校の通常学級を継続とした1名のみで、その他については、学校や園が判定した学級と支援委員会が審議した学級が同意見となる結果でした。

もうひとつの特徴は、支援学級から通常学級への転級が12名というのは、近年にない数です。従来からインクルーシブ教育の推進に取り組み、指導の中身について特別支援教育推進センターのリーダー等が学校へ訪問しながら、保護者とも話をし、その子の将来的な姿を描いた結果、通常学級が望ましいという流れの中で、このような大きな数が出てきている状況です。しかしながら、支援学級から通常学級へ転級した知的障害の5名については、年数が経てば改善されるものではないことから、認定の際に少し甘かったのかなという反省の声はこの支援委員会の中でありました。自閉症・情緒障害については、年齢を重ねていくことでソーシャルスキルが身につく、改善していくこともありますので通常学級に戻っていくのが望ましい姿だと思います。

現在は、学校や園で保護者と面談し結果を返している状況で、最終的には保護者や学校が決定します。なお、支援学校へと審議された者については、次に岡山県の特別支援教育支援委員会にかけるとあるため、資料をまとめて県教委に提出しています。以上です。

城井田教育長

ただいまの報告について、委員の皆様から何かご質問がありますか。

松井職務代理者

丁寧に説明していただいたので、よく分かりました。確認したいのですが、この資料に「就学指導結果」とありますが、現在、保護者に結果を返している状況ということは、この内容が最終結果ではなく今は保護者との折衝段階にあるということですか。

上田課長

その認識で結構です。

松井職務代理者

2点お聞きしたいのですが、1点目は、資料の(2)と(3)で支援学級への入学とありますが、支援学級のない学校が指定校である場合は、指定校の変更をすることになるのですか。2点目は、(4)に支援学級から通常学級へ転級する12名について、以前あった支援教

室などのフォローアップの体制がとれている学校なのですか。とれていない場合は、すぐにその体制を整えられるのですか。

上田課長

1点目の指定校にその支援学級が無い場合については、指定校変更を含めて学校へ相談させていただいています。過去の事例として、指定校変更をされたケースもありますし、自分の地域の指定校に行きますというケースもあります。ただその場合は、学校と教育委員会へ相談いただき、支援がどうあるべきか検討をさせていただきます。2点目については、その子が学ぶ場が通常学級ではありますが、その子の特性や能力に合った教育を進めていかないといけないので、それがどうあるべきかを学校が考え、支援員を付けることや支援教室を設置するなど、教育委員会と学校で協議していきます。

松井職務代理者

ありがとうございました。

城井田教育長

外に委員の皆様から何かご質問がありますか。

長谷川委員

この支援委員会で、支援学級から通常学級へ転級と結果が出たお子さんで、保護者から支援学級で丁寧にみて欲しいと希望されれば、その希望は通るのですか。

上田課長

支援学級につきましては、保護者の希望で入るものではありませんので、学校が丁寧に説明をさせていただきます。

長谷川委員

分かりました。

城井田教育長

できるだけ保護者の方にご理解いただいて、そのうえで適切な就学をとというのがベースとなりますので、学校が保護者の方と話をしながらおこないます。外に委員の皆様から何かありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

それでは、次に「報第24号」の説明をお願いします。

報第24号 新見市教育委員会教育長の職務を代理する職員を定める規則を廃止する規則について

田中課長

報第24号 新見市教育委員会教育長の職務を代理する職員を定める規則を廃止する規則について説明をさせていただきます。資料の2ページが廃止する規則となります。これは、地方教育行政法の旧制度に係るものですが、第20条第2項により「教育長が欠けたときは、

あらかじめ教育委員会の指定する事務局の職員がその職務を行う。」
ということで「教育部長の職にある職員」と規則で定めていましたが、
平成27年4月からの新制度では、教育長が「あらかじめ指名する委員
がその職務を行う。」ことと改正され、現在、松井委員が職務代理
者となっております。本来であれば、平成27年4月に廃止すべき規
則でしたが古い制度のまま残っていたため、廃止するものです。以上
です。

城井田教育長 ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質疑があります
か。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、その他に進みます。

田中課長 よろしいでしょうか。

城井田教育長 はい、教育総務課長。

田中課長 ここで人事案件の議案「議第47号 新見市教育委員会教育長の辞
職の同意について」を1件、追加上程させていただきたいと思いま
すが、よろしいでしょうか。

城井田教育長 それでは、議事に入る前にお諮りいたします。「議第47号」につ
いてですが、本件は人事に関する案件であるため、「地方教育行政の
組織及び運営に関する法律」第14条第7号及び「新見市教育委員会
会議規則」第14条に基づき非公開での議題としたいので、決議をお
願いします。ご異議はございませんでしょうか。

各委員 (異議無しの声)

城井田教育長 それでは、「議第47号」は非公開での議題といたします。説明を
お願いします。

議第47号 新見市教育委員会教育長の辞職の同意について

田中課長 (新見市教育委員会教育長の辞職の同意について非公開で議決を
おこなう。)

城井田教育長 以上で議事は終了しました。

7 閉 会

城井田教育長

1 2 月定例教育委員会をこれで閉会します。
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後 4 時 4 6 分)